

寒川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、寒川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和 6 年寒川町条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定による報告は、請負状況等報告書（第 1 号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるところにより行わなければならない。

2 条例第 2 条第 3 項の規定による訂正は、訂正届（第 2 号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるところにより行わなければならない。

（報告の公表）

第 3 条 条例第 3 条の規定による一覧の公表は、別に議長が定めるところにより行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第 4 条 議長は、前条による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第 5 条 条例第 4 条第 2 項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期間の末日の翌日から起算して 15 日を経過する日の翌日（当該日が、寒川町の休日を定める条例（平成元年寒川町条例第 2 号）第 1 条に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）から、議会図書室において休日を除き、午前 9 時から午後 5 時までの間にすることができる。

- 2 議長は、閲覧において、特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部及び一部を休止することができる。
- 3 閲覧に係る報告書及び訂正届は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 4 閲覧に係る報告書及び訂正届は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆の行為をしてはならない。
- 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第6条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第3号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるところにより行わなければならない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（宛先）寒川町議会議長

寒川町議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第 2 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（宛先）寒川町議会議長

寒川町議会議員

訂正届

寒川町議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第 3 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）寒川町議会議長

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL _____（ ）

複写申込書

寒川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲